

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査基準

豊後大野市監査委員監査規程（平成17年豊後大野市監査委員告示第1号）に準拠し、監査を行った。

2 監査等の実施年月日

令和5年9月25日から令和6年2月15日まで

3 監査等の種類

財政援助団体等監査

4 監査等の対象

公益社団法人 豊後大野市農林業振興公社

5 監査等の着眼点

(1) 財政援助団体

- ア 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。
- イ 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、事業実績報告書等は符合するか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

(2) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定は、適正、公正に行われているか。
- イ 管理に関する経費の算定、支払方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ウ 施設は、関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- エ 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は、適正になされているか。また、他の事業との会計区分は、明確になっているか。

6 監査等の主な実施内容

監査対象団体及び所管課から提出させた書類等をもとに各関係職員等から説明を聴取するとともに関係書類の確認を行った。

第2 事業等の概要及び監査の結果

監査対象補助事業：農林業振興公社運営補助金

1 事業内容

- (1) 対象年度 令和4年度
- (2) 補助金等名 農林業振興公社運営補助金
- (3) 所管課 農業振興課
- (4) 補助金額 37,240,000円
- (5) 事業概要 農林業振興公社運営補助金は、農林業振興公社が実施する農作業等の受委託、担い手及び営農組織の育成その他の事業により、耕作放棄地の発生抑制や農地の高度利用が図られることから、当該法人の安定した運営に資するため、補助金を交付し本市の農業振興を図ることを目的としている。

2 監査の結果

団体に対する事項

令和4年度農林業振興公社運営補助金について、改正前（令和5年3月31日以前）の豊後大野市補助金等交付規則第8条では、補助金等の交付の指令を受けたものが、事業に着手したときは事業着手届を提出しなければならないと規定していたが、交付指令書が交付される前に事業着手届が提出されていた。

所管課に対する事項

豊後大野市農林業振興公社運営事業補助金交付要綱第4条では、「補助額は、第6条に定める補助対象経費を積算した額の70%以下とする。」とあるが、同要綱第6条の規定は、農林業振興公社の経常費用の内、どの経費が補助対象経費なのか不明瞭な規定となっており、補助額が同要綱第4条が定める70%以下になっているか確認ができなかった。

監査対象施設：豊後大野市新規就農者技術習得研修施設

1 指定管理の概要

- (1) 指定管理施設 豊後大野市新規就農者技術習得研修施設
- (2) 指定管理者 公益社団法人 豊後大野市農林業振興公社
- (3) 所管課 農業振興課
- (4) 指定管理期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日
- (5) 指定管理料 なし
- (6) 指定管理の業務

ア 豊後大野市新規就農者技術習得研修施設条例第3条に規定する事業を円滑に行うために必要な業務

イ 研修施設の施設及び附属設備の維持管理に関する業務

ウ 市長が特に必要と認める業務

2 監査の結果

団体に対する事項

- (1) 公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条では、「毎年度終了後2月以内で市長が別に定める日までに、当該指定管理者が管理する公の施設に関し、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」と定めているが、令和4年度については、6月8日に起案し、提出されていた。
- (2) 指定管理者業務等仕様書「13 事業計画及び収支予算書」では、「毎年9月末までに次年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、提出するものとする。」と定めているが、提出されていなかった。